

令和4年度静岡県サービス管理責任者等基礎研修 実施要綱

- ・本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします。
- ・本研修は、感染症拡大防止のためオンデマンド及びオンラインにて実施します。
- ・研修受講には、パソコン及び安定したインターネット環境が必要です。

1 研修の目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るために実施するものです。

具体的には、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 研修期間及び実施方法

研修期間は3日間です。なお、令和元年度から、就労や児童等の分野別科目は廃止され、カリキュラムは統一化されています。

<1日目> オンデマンド (YouTube による動画配信) による研修

区 分		配信期間	実施方法
講義	全グループ	1日目 9月上旬～9月中旬予定	オンデマンド (YouTubeによる講義動画視聴)

※受講決定者には後日、講義動画のURL等をメールにて通知します。動画配信時期等の詳細については、受講決定の際に御案内いたします。(一定期間の中で動画を視聴していただきます)

【注意】・オンデマンドによる講義の受講には、安定したインターネット環境が必要となります。(講義動画視聴には、パソコンの利用を推奨します。)

・講義動画視聴後に、受講確認のためレポート等の提出があります。

<2日目～3日目> オンライン (Zoom ミーティング) による研修

区 分		開催日	実施方法
講義・演習	Aグループ	2日目	10月6日(木)
		3日目	10月7日(金)
	Bグループ	2日目	10月14日(金)
		3日目	10月15日(土)
	Cグループ	2日目	10月19日(水)
		3日目	10月20日(木)
	Dグループ	2日目	10月25日(火)
		3日目	10月26日(水)
	Eグループ	2日目	11月2日(水)
		3日目	11月3日(木)祝日
	Fグループ	2日目	11月8日(火)
		3日目	11月9日(水)

【注意】Zoom ミーティングでは、データの送受信を行います。タブレット・スマートフォンは、

データ送受信非対応のため、パソコンで受講してください。併せて Web カメラ、マイクが必要になります。

※B グループ演習 3 日目は土曜日、E グループ演習 3 日目は祝日開催となります。

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙 1 のとおりとします。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方で、**以下のいずれの要件も満たす方**とします。

①相談支援従事者初任者研修（講義 2 日間）を受講済みの方又は今年度受講見込み※の方

※今年度の相談支援従事者初任者研修（2 日間課程）を欠講した方及び今年度の静岡県相談支援従事者初任者研修を「相談支援事業に従事する者（7 日間課程）」で受講している方は、本研修を受講できません（受講決定後であっても取り消します）

②本研修初日の前日までに、下表の実務経験年数を満たす見込みのある方（**実務経験年数に満たない方は受講不可**、業務内容等の詳細については別紙 2、別紙 3 参照）

業 務	実務経験年数
相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	通算して 3 年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して 6 年
国家資格等による業務に通算 3 年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して 1 年

【注意事項】

上表は、本研修を受講するための実務経験年数であり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置（届出）するために必要な実務経験年数とは異なります。（別紙 2、別紙 3 を参照してください。）

6 受講定員

500 人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) ふじのくに電子申請サービスによる申込み

<p>申込み 準備</p>	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を済ませている方 →これまでの静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
<p>申込み 手順</p>	<p>①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等基礎研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、<u>申込み期限までに</u>県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へ確認をしてください。</p> <p>★申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>
<p>申込み 期間</p>	<p>令和4年7月25日（月）17時まで</p> <p>※期限後は一切 <u>申請入力できません</u></p>

(2) 実務経験証明書の提出

対象者	<p>○提出が不要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の静岡県相談支援従事者初任者研修の申込み時に、実務経験証明書を提出した方 ・令和2年度～3年度静岡県相談支援従事者初任者研修（2日間課程）を修了した方 ・令和元年度静岡県相談支援従事者初任者研修にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置予定として申込みし、同研修を修了した方 <p>○提出が必要な方の例（上記以外の方は要提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～3年度静岡県相談支援従事者初任者研修（7日間課程）を修了した方 ・令和元年度に静岡県相談支援従事者初任者研修に相談支援専門員として配置予定として申込みし、同研修を修了した方 ・平成30年度以前に静岡県相談支援従事者初任者研修を修了した方 ・静岡県外の相談支援従事者初任者研修を修了した方
提出様式	<p>①及び②の両方を提出してください。</p> <p>①別添静岡県研修申込用参考様式に申込み時点の情報を記載し、代表者印押印の上、提出してください。</p> <p>②別添サビ管・児発管実務経験チェック表（研修用）を記載し、上記と併せて提出してください。</p> <p>※「対象者」の「提出が不要な方」に該当する方は①及び②の提出不要</p>
記載上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・1法人で6回以上の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください
提出方法	<p>下記宛て郵送により提出をお願いします。</p> <p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 山本 宛て</p>
提出期限	<p>令和4年7月27日（水）17時必着 ※提出書類は返却しません</p>

【注意事項】

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人ごと行ってください（個人・事業所単位の申込みは無効です）。
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ④ 申込みは1事業所あたり原則1人とします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、申込み時にその方の受講優先順位を記載してください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑥ 実務経験証明書の提出が必要な方について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」に記載のある実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講決定しません。

(3) 個人情報の利用目的

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握のため、政令市及び静岡県関係課に提供します。

- ② 申込み時に入力された個人情報、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定します（先着順ではありません）。

選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません）

9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

①～⑦については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので御注意ください。

- ① オンデマンド・オンライン研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画配信期間内に、動画視聴による受講をしなかった場合
- ③ 2日目以降のオンライン研修において、欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ④ オンライン受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
- ⑤ 課題の提出に関して、指定期限に提出がない場合、指示された課題が未実施の場合、指定様式でない様式（過年度様式等）で実施・提出した場合及び提出された課題に著しい不備が認められた場合
- ⑥ 実務経験証明書を提出していない場合（ただし、「7(2)実務経験証明書の提出」における対象者に限る。）
- ⑦ 研修参加費の納付及びテキスト・資料代の支払をしていない場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト代を徴収します。

なお、研修参加費及びテキスト代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても受講費用は返金しません。）

区 分	金額	支払い方法・期限
研修参加費	20,000円	納入通知書による静岡県への支払 研修申込み時に記載した法人所在地へ、静岡県から納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	4,500円	コンビニ専用払込票による(福)あしたか太陽の丘への支払 研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘から払込票を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。

11 配置に要する実務経験の確認について

「5 研修受講対象者」の注意事項に示したように、本研修の受講に当たって必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。

例えば、児童発達支援管理責任者については、研修は老人福祉施設等の経験だけでも受講できますが、配置(届出)するためには障害者・障害児に対する実務が必要となるといった違いがあるなど、「研修受講=配置(届出)可」ではないことに御留意ください。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置(届出)に必要な実務経験の判断に不安や不明点がある場合は、必ず下記の各指定機関へ確認いただくようお願いします。

事業所の所在地	問い合わせ先 (指定機関)
静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098
浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860
上記以外の静岡県内	静岡県福祉指導課 054-221-3772

12 問い合わせ先

確認したい内容に応じて、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
下記に関する事 ・申込み方法 （ふじのくに電子申請サービス） ・受講に必要な実務経験 ・実務経験証明書 ・受講決定	静岡県障害者政策課障害者政策班 電話番号 054-221-3599 メー ル shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
下記に関する事 研修の内容に関する事	(研修事業委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 瀧本、上島、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)

13 注意<重要なため必ず確認してください>

サービス管理責任者及び児童発達管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）として従事するには、本研修の受講後2年以上の実務経験を経て、サービス管理責任者等実践研修を受講する必要があります。本研修修了日以後、サービス管理責任者等実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、相談支援業務及び直接支援業務（一定のサービス管理責任者等の業務含む）を行った場合に受講できます。

令和3年度までは「配置に必要な実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修（講義2日間）及びサービス管理責任者等基礎研修を修了した方」を、3年間に限ってサービス管理責任者等としてみなせる経過措置が設けられていましたが、令和4年度以降は当該措置はありませんのでご注意ください。